

【準防火地域の指定拡大区域（案）】

市街化区域で建ぺい率60%以上の住宅系土地利用の地域

ただし、以下の地区は除く

- ・都市計画土地区画整理事業の施行区域
- ・歴史的町並み保全に取り組む地区（本町地区）

